

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月4日(木)午前9時30分から午前10時49分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治

推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
議案第5号	競売・公売農地の買受適格認定について
議案第6号	非農地の承認について
議案第7号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
議案第8号	農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当しない土地の判断について
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

皆さんおはようございます。いよいよ年度最後の3月となりまして、2年の節目となります。先般は、上伊那ファーマーズの集いにご参加いただきまして大変ありがとうございました。また、今日は新村職務代理と原委員よりえごまのパウダーを活用したお菓子を頂戴しましたので、また一番最後にレシピも含めましてご紹介いただけたらと思います。よろしく願いいたします。それでは、進行をさせていただきます。では、開会を新村職務代理お願いします。

(開会)

<新村職務代理>

皆さん、おはようございます。3月に入りまして、ずいぶん日も長くなりましたけれども、まだまだ寒い中お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。今お話にありましたけれども、2年間無事終わるわけですが、あと1年間皆で頑張って良い農業委員会にしてもらいたいと思います。また、今日の新聞にJRにより辰野駅に集荷場ができるということですので、その方も期待していきたいと思えます。何卒よろしくお願い致します。今日は、大変ご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

5番の小澤委員さんと6番の一ノ瀬委員さん、よろしくお願い致します。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

伊那市西春近…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積379㎡および

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積396㎡を、

大字辰野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは町外にお住まいで、耕作管理が困難なため、親戚であるBさんが労力に余力があることから、申請地を譲り受けたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は41アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

2月19日に吉江さんとC行政書士さんと3人で見てきました。今の説明の通りです。Bさんが、農地をそのまま引き継ぐという形であります。境もしっかりしていますし、農業をこれから続けていってもらえることはとても良いことだと思います。ご審議よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、住宅敷地への拡張でございます。地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

大字上島…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字上島字上島…番…、地目は畑、面積130㎡を、

既存宅地を拡張し、住宅敷地とするための申請であります。

申請地は既に平成6年に住宅が増築されているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、申請者の A さんより始末書の提出を受けております。内容といたしましては、ご家族の病気に伴い、急遽増築をする必要があり、手続きを踏まないまま現在に至り、工事後の申請になってしまったとのことでした。

内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

申請地は、国道と鉄道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第4条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存敷地への拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

2月13日に、所有者の A さんと原委員、私の3名にて立ち会いました。現地は(場所の説明)です。現地は無断転用されたところで、地目は畑の約半分に建物が建てられていました。現地での境界は明確であり、宅地に隣接した畑であり、約6mの国道、下水道が設置されています。ご審議よろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして1ページを、配置図は4ページをご覧ください。

上伊那郡辰野町が所有いたします、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積296㎡および、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積60㎡を、

中央…番地…にお住まいの A さんと B さんが共同で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人の A・B さんは、町内のアパートにお住まいですが、将来を考え、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は、山林と鉄道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては原委員、吉江推進委員

から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

2月19日に産業振興課の2名の職員と原委員、私の4名にて立ち会いました。現地は地図の1ページを見てもらうと分かると思いますけれど、(場所の説明)のところですか。それで、どうもここは町の開発公社が所有している土地だと思えますけれども、図1のように(場所の説明)の道路ができており、(場所の説明)には下水道も設置されており、境界も明確でした。ご審議よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計32件、50筆、面積は68,353㎡、詳細は議案書の9ページ～10ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)について】

<高倉事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計14件、18筆の利用権の設定であります。詳細は議案書13ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と4筆、3,122㎡について10年9ヶ月の賃借権を、9筆、7,538㎡について5年9ヶ月の賃借権を、3筆、3,643㎡について10年9ヶ月の使用貸借権を、2筆、1,848㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<高倉事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく13ページをご覧ください。

A へ4筆、3,122㎡について10年9ヶ月の賃借権を、B さんへ9筆、7,538㎡について5年9ヶ月の賃借権を、同じく B さんへ3筆、3,643㎡について10年9ヶ月の使用貸借権を、C さんへ2筆、1,848㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と A、B さん、C さんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、競売公売農地の買受適格認定について1～2番朗読】

<高倉事務局次長>

先月の総会でもご審議いただきましたが、今回も同じ農地に対し、2件の住宅敷地の拡張を目的とした、農地法第5条第1項の買受適格証明の申請がありました。

競売・公売にかけている農地は、大字赤羽…番…、地目は畑、面積22㎡、場所は地図の5ページをご覧ください。

申請者を順次ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。

1番、安曇野市豊科高家^{とよしなたきべ}…番地…に所在する、A が取得し、住宅敷地を拡張したい計画でございます。

申請人は不動産業を営む事業者であり、当該農地を落札した場合には、同じく競売公売にかけている隣接の宅地と合わせて購入し、中古戸建住宅として募集販売を行いたい計画であります。

2番、大字伊那富…番地にお住まいの B さんが取得し、住宅敷地を拡張したい計画でございます。

申請人は現在町内のシェアハウスにお住まいですが、当該農地を落札した場合には、同じく競

売公売にかけられている隣接の宅地と合わせて購入し、自己の住宅としたい計画であります。

申請地は住宅に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存敷地の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

この案件については、先月案件としてご審議いただいた場所です。今回既に現地確認はできていますけれども、2月15日、16日にわたって宮島推進委員と立ち会いをさせていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、非農地の承認について1～2番朗読】

<高倉事務局次長>

地図の訂正あり。地図の6ページ、第6号議案1番申請地の地番：……→……

1番、非農地証明書の交付申請であります。地図は6ページをご覧ください。

箕輪町大字東箕輪…番地1にお住まいの A さんが所有いたします

大字伊那富字青木原…番…、地目は畑、面積76㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は平成27年に町道拡張の際に分筆し、町に売却した土地の残地であり、小面積で形状も悪く、A さんが相続された頃には既に木が茂っており、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員に現地をご確認いただいております。

<野澤洋光推進委員>

申請地は、(場所の説明)のところではありますが、町道…を近くに B がある関係で拡張して見通しをよくするということが平成27年から計画されて、町に売却した土地の残りでございます。わずかな面積で、利用価値もないということで、そのままになっていて、今更農地としては使えない土地ということでございます。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、非農地証明書の交付申請であります。地図は7ページをご覧ください。

諏訪市大字四賀…番地…にお住まいのAさんが所有いたします

大字平出…番…、地目は畑、面積66㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は当時の所有者であるBさんが平成2年頃に野菜集出荷用の作業所として建物を建築して利用しており、近年は物置として利用されてきました。このたびAさんが相続にて譲り受けたところ、農地であることが判明しましたが、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま

す。この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員に現地をご確認いただいております。

<新村職務代理>

この件につきましては、10月14日にC行政書士さんと古村推進委員、私の3人で立ち会いを行っております。先ほど事務局から説明があった通りでありますけれども、亡くなったBさんが生存中の野菜を出荷するための作業所として使用していたものですが、現在は物置に使用していました。住宅の続きにある建物で、敷地は宅地として納税しているとのことで、問題ないと思います。ご審議よろしくお願

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第7号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について1番朗読】

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字伊那富…番…であります。

詳細は議案書の19ページのとおりであります。地図は戻りまして6ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めておりま

す要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員に現地をご確認いただいております。

<野澤洋光推進委員>

空き家に付随した農地ですが、2月25日に農業委員会事務局と小澤委員、私で立ち会っております。地図の通り、空き家に付随する農地で、地目は田になっておりますけれども、現状は畑として多分使われていたんだろうなという土地でございます。境界、状況等全く問題ないと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第8号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断について】

<高倉事務局次長>

8月の総会時に、農地に該当しない土地の判断につきまして、計116件、162筆の農地に対しご審議いただき、9月に各所有者または経営者に通知を送らせていただきました。

その後、分かっている限りで、約半分の80筆の農地が地目変更されました。

今回議案に載せました農地一覧は、8月の総会で非農地にするか否かで保留となっていた農地等を、9月の農地パトロールで再度委員の皆様にご確認いただき、あらためて非農地判断をいただいたものです。一覧は議案書の21ページ～28ページをご覧ください。ご審議いただき、賛成していただけたら、県、町、法務局等の関係機関に通知するとともに、所有者もしくは経営者に通知をいたします。前回同様、所有者は判断された農地を非農地にするため、ご自身で法務局での地目変更登記をしていただき、山林や原野などの地目に変更され、農地基本台帳から削除されます。

ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが、議案書29ページの通りであります。今回数が多くありますが、主なところでは A さんの案件が多いのですが、A さんにつきましては南箕輪村に拠点が移されています。この関係で、耕作されていない農地を利用権に出ていた通り C さんに貸し出すところが多いという内容になっております。

報告事項は以上です。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。来年度以降も、活動記録簿は重要になってくる。「上乗せ報償額」の支給には、支給対象となる活動をこの記録簿に記入することが必要になる。

○令和2年度全国農業新聞目標達成に係るクオカードの配布及び

令和2年度農業者年金加入推進目標達成について(事務局 小松)

→新聞:今年度の目標部数36部にちょうど達したため、一人2,000円分のクオカードを配布。

年金:ここ数年加入実績0が続いていたが、今年度新規加入者1人となり目標(1人)に達することができた。配布したパンフレット「加入推 Q&A」も活用していただきたい。

○令和2年度えごま栽培(まとめ)及び農地利用最適化推進委員長への管理御礼について
(赤羽事務局長)

→配布資料に基づき説明。会長から古村推進委員長へ謝礼をお渡しする。

○委員報酬支給・控除明細書(令和3年1月～3月)の配布及び確認依頼について

3月31日に振り込み予定。今回初めて、「人・農地プラン地区懇談会への出席に係る上乗せ報償額」が支給される。報償額と会議への出席単価から出席回数を確認し、何かあれば明日までに事務局へ連絡してもらいたい。修正があった場合は、今月中に再度修正版を郵送する。

来年度以降も、「上乗せ報償額」は活動記録簿への記入があるもののみ対象となる。対象となる活動は、担い手への農地集積や人・農地プランに基づいた農地相談活動等であるが、詳細はまたまとめ次第説明する。

○農地相談活動等の情報共有について

→事務局、委員ともに情報提供なし。

<赤羽事務局長>

次第の中に表記はありませんけれども、会長のあいさつにありました通り、今朝の信毎新聞に「農

産物集荷場 辰野駅に設置」という記事が出ていました。この件につきましては、昨年末でございますが、JR 長野支社と農業総合研究所からこちらにお見えになりまして、辰野駅の旧キヨスク、売店があった所ですけれども、通常閉鎖されて何も使われていないわけですから、ほたる祭り期間中は町内の有志の方、つるし雛の会の皆さんがここを利用してつるし雛等を準備していただいていた方の目を楽しませていただいているというふうに使われていました。今後、JR 東日本の方で、新聞にあったように集荷場として利用したいということで、つるし雛の方はもうほたる祭り開催中の1週間程度でも使えないという話で、つるし雛さんの方は駅の中の別の場所を貸してもらえるとこの話もあり、集荷場はやりたいという話がありました。新聞に書かれていた通りで、JR 東日本管内の内房線江見駅と水郡線上菅谷駅と辰野駅の3駅を使って、集出荷をして首都圏へ野菜を供給したい、また駅中というキヨスク等でも集まった野菜を売りたいということの計画が12月の段階でありました。具体的には、農業総研さんも来られていたわけですから、どういうふうに進めていくかについてはまだ説明できる段階にはないということで、この4月から千葉県の内房線江見駅では始めるということで、3月12日に JR 東日本の本社と JR 長野支社、農業総研さんの方でこちらに来られて、詳しくどういふふうにすれば良いかお話をいただけるということになっております。農業総研さんの方で、集荷者、出荷者を募っていくというお話等はお聞きしておりますので、農家の皆さんから売り先がなかなかないというお話も承る中においては、良い話につながっていくのではないかと考えております。次回の農業委員会総会の際には、お聞きした内容、具体的な部分が分かって参りますので、お話をしたいと思っておりますけれども、今日の所は新聞にそういう記事が載ったということで、朝から電話が来ておりますけれども、決して悪いお話ではなく、良いお話をきっかけを利用してもらいたいと思っております。辰野町のものだけを集めるわけではないものですから、当然上伊那、あるいは遠くは塩尻から来るかもしれませんけれども、そういう流れの中で、今後農業総研さんが出荷者を集めるという話までは聞いておりますので、そういう話が出たら、意欲がある皆さんが手を挙げていただけて、申込等をされていけば良いなと考えております。いずれにしても、12日に内容について詳細な部分をお聞きして、また説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<野澤典生推進委員>

12日に話をされる際、辰野町のど真ん中というブランドを使う予定は課長としてはお考えですか。

<赤羽事務局長>

細かい所は、長野支社の方でもまだ12月の時点では分からないということで、先般、4月に千葉の方で始めるため3日に記者会見を行いたいという話を塩尻駅長が出向かれて話は承っておりますけれども、本当の細かいことは、新聞の内容くらいまでしか我々も分かっていない状況ですので、色々お話を聞いた中で、こちらからお願いしたいこともお伝えしながら、6月くらいからは辰野でも始めたいという話ですけれども、その時期としてどんなものが出荷できるのかという部分も併せて、向こうもそれなりに目論見があつて想定がある中で、計画は6月ということで進められるとは思いますが、もう少し分かったところでお伝えしたいと思います。

<根橋推進委員>

6月で、どれだけのものが出荷できるか分からないということもありますけれども、農作業はすぐ始まる。とりあえずは様子見ということか。

<野澤典生推進委員>

千葉でどういうふうに動くかですね。

<宇治推進委員>

JR の戦略である。料金収入だけではもうからないからという話、向こうからの企業戦略、お願いで、こちらからのお願いではない。

<根橋推進委員>

せっかくここが拠点になるのであれば、乗らない手はない。情報だけは常にうまくキャッチしていただいて、農家の皆さんに伝える方法をとってもらいたい。

<中村委員>

一番知りたいのは、総研の方で集めるのか、生産者がそこへ持っていくのかということと、米や野菜といった取り扱いの品目、その辺の内容である。

<赤羽事務局長>

一つ分かっているのは、辰野駅に持ってきてくれ方式だそうです。そして、そこには人を置きたいそうです。JR はそこに雇用が生まれるという言い方をしていますけれども、二人も三人もいないと思いますので、一人位が常時、時間帯でいるのか、新鮮な朝採り野菜を集めて夕方にはスーパーや駅中に並べられるようなシステム的なものをやりたいということは話されていました。品目については、12日にお話をしていく中でお聞きしたい。通販も考えているということですので、駅から家まで重い米や大きな白菜等を持って帰ることは想定できないため、そういうものについては首都圏のスーパーに直結して流すとか流通部分も利用しながらやりたいというお話はありました。町民の皆さん、農家の皆さんには、できるだけ詳細な内容をお伝えしたい。

<中村委員>

箱で集めるのか等も12日か。

<赤羽事務局長>

そうである。

<根橋推進委員>

県内に1箇所か。

<赤羽事務局長>

1箇所である。決して悪い話ではないため、町としても良い方向へ行くように進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

※赤羽事務局長は、別会議のため退席。以降は高倉事務局次長が進行。

<高倉事務局次長>

次第にまたありませんけれども、人・農地プランの資料をこの間まとめまして、皆様にお配りさせていただきました。また何かありましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。今後は3月15日に農政審議会がありますので、そちらに出して県に提出して、ホームページにアップして実質化扱いというふうなスケジュールで動いていきます。内容、一部更新のところ一文だけ加えさせていただきました。集積されない農地があることから、「担い手に集積されない個々に所有する農地については、自給的・副業的農家が引き続いて守っていく」という一文を全5プランに追加させていただきましたので、何かありましたらこちらまで挙げていただきまして、柔軟に変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<野澤典生推進委員>

農業委員会にはそれで分かるんですが、他の方へのホームページへアップした時の告知等は何か、たつの新聞や広報たつのに載せて告知していただけますか。

<高倉事務局次長>

まずは、3月に上げないといけないということがあります。載せないと実質化扱いにならず、補助金に影響が出てしまう。今年度中にそれだけやってしまいたい。農政審議会が終わって、次の広報になると4月以降になるが、そこで載せるかどうかということで考えております。実質化で載せた後に周知となってしまうことをご承知いただきたいと思います。

<野澤典生推進委員>

せっかく行った一連の事業ですので、アピールしてもらいたい。

<高倉事務局次長>

農業委員会の委員さんに開催していただいたので、広報への掲載は農業委員会の記事のところで良いかなと考えております。

<野澤典生推進委員>

あと、どうしても年配の方が多いので、パソコンやスマホで閲覧することは不可能であるためペーパーで配布できるのか、例えば役場産業振興課窓口書類を印刷しておくので閲覧したい方があれば持ち帰って閲覧してもらおう等の案内まで含めてもらいたい。

<高倉事務局次長>

それも記事に含めて、ホームページでは全文見られるようにしますので、こちらでも部数を用意しておいて、そういう方達のためにという記事も付け加えて考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<原委員>

最後に、農地を守っていく一文を足したいなというお話があり大賛成なんですけど、2030年に政府が脱炭素と言っていて、農業委員として私自身がソーラーと農地をどういうふうと考えていったら良いのか、考えてしまいます。委員の皆さんから色々と意見を出してもらって教えていただきたいです。よろしく願います。30年だとすぐだと思しますので、そういう感想を出させていただきました。

<一ノ瀬委員>

ソーラーの件ですが、先月の末にインターネットで大々的に木曾のソーラーパネルの土砂崩れについて SNS 及びインターネットで大きく配信されました。それに関して、日本全国どういう対応という中で、今言われた炭素の問題で、そういうものを削減するために太陽光パネルを使った電気発電をしていこうじゃないかという政府の方針なんだろうけど、中村さんや根橋さんが毎日通っている所だと思いますが、今上島の所で田んぼの中にソーラーパネルができていますよね。これは農業委員会にかかって持っていったものなんですけれども、それとか、私は毎日通るんですけれども、例えば箕輪町の斜面にソーラーパネルができています。そういう所を見たり話を聞いたりすると、やっぱり土砂崩れが起きていることがある。そういうことがあるので、そういったこともご検討の一案にさせていただいて、話をさせていただきたいなと思っている。むやみやたらとずっと太陽光を容認していくというのは、農業委員会という機関の中だけではありますけれども責任がある。一番私が危惧していることは、商売として生業にしている人がたくさんいらっしゃいますよね。投資としていっぱい投資をしている。例えば、県外の方が辰野町に投資という名目でもって太陽光パネルを設置する。それを業者さんが、利益を得るためにどんどん開発をしている。本当にこれは良いことなのか、ということも前回色々な規定が町の委員会・協議会で決まって、ある程度の規制をかけていただいているとは思いますが、私は毎日毎日太陽光パネルが田んぼの中に出てくるのを見ていて、本当にこれで良いのかなということも私個人として思いますので、そこら辺を改めて、何か長いスパンの中で、来年1年かけてでも良いと思いますけれども、農業委員会としてではなく、町としてどう規制をするのが本当に良いのかということも検討していただきたいというお願いです。よろしく願います。

<高倉事務局次長>

農業委員会で太陽光の案件があると、毎回そういうふうには皆さんから心配が出ますので、どうしても条例の方で縛る以外に無く、農地法の観点では許可せざるを得なくなってしまう。そちらの方に、また農業委員会の意見として出すことを検討していきたいと思います。先ほどの土砂崩れについては、そういう所には作れないということになっていますので、その内容とバランスをとりながら、厳しくないといけない所はそういう働きかけをできたら相談をしていきたいと思いますので、またお知恵を貸していただけたらと思います。

<野澤典生推進委員>

そのことで、おとし、前任の事務局次長さんには少しお願いはしたんですが、農業委員会だけではなく、町全体でソーラーの関係の勉強会はできないですか。例えば、業者さんも交えていただいて、農業委員会、辰野町の関係部署を交えて、農業委員会だけの問題ではないと思いますので、そういう人たちが見て、景観の部分、農地を守る部分という所から、辰野町としては昨年秋にハザードマップの関係について等色々でソーラーについても一定の見解は出ていらっしゃるんですけども、業者を交えて、この先22年したらどうなるのか、そういうところまで含めて勉強会みたいなものを開催してほしいなという私の個人的な意見ではございます。参考に、私が所属しております北大出の山林組合で富士山に大きな太陽光を作ってしまった。そこについては、今のところ毎年必ず5月に山林組合、区の役員、A建設さんと勉強会という形で内部を公表しております。今の課題をということで、一昨年台風災害の時に、ここでも私発言しましたが、排水の問題で、下の墓地に大きな被害が出て、そのことについて意見交換をしております。意見交換をしているだけで、その先大きな活動にはなっておりませんが、そういうことをしていかなないと、やはり大きな地すべり、田んぼの中にぽつんとソーラーパネルができてしまうことになってしまい、本来の農地を守る、自給率を守るといところからそれていってしまいます。是非、検討いただけないかなということで、お願いしたいと思います。

<高倉事務局次長>

勉強会については、関係部署にそういう要望があることを伝えるようにします。

規模が大きいものについては、関係区の同意等の制限があります。一番抑止できるのは、地区の住民が反対すると大きいものはできないということがあります。ただ、個々に小さいものが積み重なっていくところは、今の条例では抜け穴的になっているところがあり、勉強会のこともありますので、その辺を関係する課に確認してみたいと思います。一番は、国がもともと原発の関係で再生可能エネルギーを進めていたものですから、その方向がどうなるかということもあります。国がある程度規制するのか、地震等災害に配慮したように変わってこれば良いのですが、そちらの動向も見たいかなと、ということがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。他によろしいでしょうか。

<吉江推進委員>

個人的な意見ですが、ソーラーに関して環境的に、環境条例みたいなもので、建物の上に建てるのは許可して、原野や山林という所は規制する、許可を与えないというようなものはどうでしょうかね。もし規制するとしたら、そういうことをやってもらわないと、原状だと許可するしかないものですから、登記だなんだと言われてもちょっと難しい。国の方針もあるので、せめて住宅とか建物の上にやるソーラーは許可して、あと原野等にやるのは環境条例等で縛るというやり方もあるという私の提案です。

<高倉事務局次長>

農業委員会以外にも、関係部署からそろそろ広く住民の方から意見をもらう時期になるかもしれませんので、環境の会議を担当している係が住民税務課にもこちらから話してみたいと思います。よろしく願いいたします。よろしいですか(→意見なし)。ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

あと、農業委員さんが作ってくれたお菓子がありますので、その紹介をお願いいたします。

<原委員>

クロワッサン:三次発酵が足りず外の皮が少し硬いかもしれないので、お家のトースターで少し温めてもらうとやわらかくなると思います。

ロールパン:ロールパンのレシピのスキムミルクの代わりにパウダーを入れました。えごまの香りが結構します。

えごまの寒天寄せ:ソバの茹で湯がもったいないので、いつも寒天を作りますがそこにえごまパウダーを入れてみました。そば粉とえごまパウダーのコラボで、寒天粉末で固めてみました。召し上がってみてください。

<新村職務代理>

えごまパウダー入りちんすこう:前回えごまパウダーをたくさんいただいたので、何か活用してみようと思って、沖縄でよくあるお土産のちんすこうをまねて作ってみました。これは本当に簡単なんです。薄力粉、サラダオイル、砂糖とえごまパウダーを混ぜて焼いただけです。事務局にレシピを渡してありますので、是非作ってみてください。少しパサつくので、お茶のおともに食べていただけたらと思います。

○今後の予定(高倉事務局次長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:4月7日(水) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

ご審議いただき、ありがとうございました。ソーラーの件等色々な意見を出していただきまして、令和2年度の活動が今月で終わりますけれども、まだありますので皆さん引き続きよろしくお願いいたします。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印